

平成 26 年 6 月 19 日  
福祉部介護保険課

### 指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者の指定を行う。

### 記

#### 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

#### 【認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
昭島市高齢者在宅サービスセンター愛全園	昭島市田中町二丁目 25 番 3 号	社会福祉法人 同胞互助会	36 名	平成 26 年 6 月 1 日